

## 津市総合計画策定の進め方について

平成18年8月  
津市

### 1 はじめに

本市は、平成18年1月1日、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町及び美杉村の10市町村が合併し、面積約710平方キロメートル、人口約29万人を有する新「津市」として誕生しました。

現在、本市においては、津地区合併協議会において策定の「新市まちづくり計画」に定められた将来像である「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」の実現を目指し、行政運営に取り組んでいます。

本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少社会の到来や産業構造の変化、財政状況の深刻化など大きな変革の時期を迎えています。このような情勢の下で、地方分権時代の要請に応え得る自立した基礎的自治体として、さらには魅力ある県都としての成長を目指していくためには、多様な地域特性や資源を生かした一体的なまちづくりの展開が求められています。

また、今回の合併は、市町村行政の姿を新しい時代に適合したものに変えるという視点を持つことが大切であり、行財政改革などを推進し、行政経営の基盤を確立するとともに、まちづくりへの投資可能性を高めていくことが不可欠とされています。

このため、新「津市」となって初めて策定する総合計画については、合併市町村によるまちづくりの成果等を踏まえつつ、「新市まちづくり計画」に示された将来ビジョンを実現する観点から、以下の方針の下に策定を進めます。

### 2 計画策定の基本的視点

地方自治法第2条第4項に基づき策定する総合計画は、本市における最上位の計画として、中・長期的な展望のもと、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本的な方針を定めるものです。

その一方で、「新市まちづくり計画」は、合併後の本市におけるまちづくりの基本方向を示したものであり、その進むべき方向のより詳細かつ具体的な内容については、総合計画（基本構想及び基本計画）に委ねることとされています。

したがって、総合計画については、「新市まちづくり計画」を前提とし、次に掲げる基本的視点を踏まえて策定を進めます。

#### (1) まちづくりの目標と事業戦略を明らかにする。

10市町村が取り組んできた事業について、一つの自治体から見たときの必要度や緊急度などを改めて点検したうえで、新「津市」としての一体的な

まちづくりを展望しつつ、その目標と達成に向けた事業戦略を明らかにします。

(2) 元気な津市づくりを目指す。

県内最大の市域に息づく多様な地域特性、資源を生かし、「住みやすさ」を本市の魅力として更に高めるとともに、合併効果を追及しつつ、市民生活のレベルアップと県都としての活力創造を図る観点から、元気な津市づくりを目指した計画としていきます。

(3) 市民のまちづくりへの想いと行動力を引き出す。

市民と行政が同じ目標を持ち、共にまちづくりに取り組んでいくことができるよう、計画策定に当たっては、新市としての一体感の醸成を促しつつ、市民からの意見、提案を積極的に求めるなど、市民のまちづくりへの想いと行動力を引き出すことができるような協働の時代にふさわしい計画としていきます。

(4) 柔軟性と実効性を備えた計画づくりを行う。

時代の変化に柔軟に対応し、かつ、実効性を備えた計画とするため、行財政改革の推進を含めた中・長期的な財政見通しの下、事業の優先度や緊急度、さらには事業の費用対効果を高める観点に立った創意工夫などについて十分検討を行い、実現可能な計画として策定に努めます。また、弾力的な見直しが可能な計画となるよう配慮します。

(5) 部門別計画の策定等と連携する。

国、県等の上位計画との整合、連携を図るとともに、合併に伴って10市町村が策定した諸計画が失効していることを踏まえ、まちづくりの具体的な方向性を早期に明確化する観点から、主な部門別計画の策定との連携に配慮します。

### 3 計画の期間

本市は、合併によって、多様な都市機能が集積するとともに、山、海、川などの豊かな自然環境や歴史的、文化的資源をもつ広大な市域を有することとなり、また、地理的にも、中部圏と近畿圏との結節点に位置する優位性を持つなど、まちづくりのポテンシャルは非常に大きいものとなりました。

したがって、新しい総合計画については、「新市まちづくり計画」の計画期間も意識しつつ、合併効果を活かしたまちづくりの戦略的な展開が可能と見込まれる平成20年度から平成29年度までの10か年を計画期間とします。

## 4 計画の構成

総合計画の構成は、次のとおりとします。

- (1) 基本構想(計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度の 10 か年間)  
まちづくりの基本的な理念を示すものとして、本市の目指すべき将来像やまちづくりの目標、施策の大綱などを明らかにします。
- (2) 基本計画(前期基本計画：平成 20 年度～平成 24 年度の 5 か年間、後期基本計画：平成 25 年度～平成 29 年度の 5 か年間)  
本市の目指すべき将来像の実現を図るため、基本構想における施策の大綱に基づき、事業の目標とその具体的な展開方向を定めます。  
基本計画の計画期間は、前期及び後期それぞれ 5 か年とし、前期基本計画として基本構想に併せて策定を行うとともに、後期基本計画として、その後における諸情勢の変化等への対応を含め策定を行っていくこととします。  
なお、基本計画については、事業の進ちょくや制度の変更などに応じて弾力的な運用が図れるよう、各基本計画の中間年度(策定から 3 年目)で見直しを行うなど、短期計画としての活用も図ることとします。

## 5 計画の策定体制

総合計画の策定に向けた取組については、合併前の 10 市町村の職員によって組織された「総合計画準備チーム」において、「住民意識調査」を平成 17 年 9 月に実施し、市民意識の把握を行ってきました。

また、平成 18 年 7 月には、庁内に主に部次長級以下の職員で構成する「津市総合計画策定推進プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置し、計画策定に係る調査研究及び資料等の収集、整理など、計画策定に必要な基礎調査等の実施に着手しているところであります。

総合計画の策定に当たっては、基礎調査等の結果を踏まえ、プロジェクトチームにおいて素案を作成し、これらの素案を基に、助役を始め部長級以上の職員の構成により設置する「津市総合計画試案作成会議」において計画試案を作成することとします。

なお、計画策定に向けたこれら庁内の推進体制については、市長公室政策課を事務局とし、その運営に当たることとしますが、職員の参加意識を高め、全庁的な一層の連携・推進を図る観点から、策定過程を通じた職員研修や庁内周知にも配慮していきます。

## 6 計画の市民参加方策等

- (1) 多様な市民参加方策を講ずる。

市民参加の方策については、住民意識調査の実施や動く市長室などを通じた広聴に取り組んできたところですが、今後さらに、地域審議会委員を対象としたまちづくり研修会の実施や、市民の発想や行動を活かしたまちづくり

について提案を求める「元気づくりプラン」の市民への公募、まちづくりシンポジウムの開催、インターネット等を活用した市民からの意見聴取などを行うこととします。

また、総合計画の成案化に向けては、有識者等で構成する津市総合計画審議会を設置し、この審議会を中心に、各地域の審議機関である地域審議会への諮問を始め、市民一般や団体・NPO等を対象とした懇談会の開催など、より多くの市民の意見を総合計画に反映させていくための場づくりを行いながら、策定を進めます。

(2) 市民の想いと行動をまちづくりに活かす。

これとともに、計画策定に参加する市民の想いと行動をまちづくりに活かしていくことができるよう、「元気づくりプラン」に係る提案などを通じて市民自らが実践に向けてチャレンジすることを応援する仕組みづくりに取り組みます。

(3) 協働、連携の視点からまちづくりを評価する。

さらに、総合計画を評価する仕組みについては、自治基本条例の制定や行政評価システムの構築を目指す観点から、その具体化を図るとともに、市民との協働や役割分担、あるいは大学等との連携に基づくまちづくりの在り方などについても検討を加え、その成果を総合計画の進行管理に反映できるよう努めます。

## 7 計画策定の手順

総合計画の策定手順として、まず基本構想については、プロジェクトチームによる素案を基に、津市総合計画試案作成会議において計画試案(基本構想試案)の作成を行い、庁議により決定します。市議会には、計画策定の進捗よく状況等について随時、協議等を行い、本会議等で議論を深めるとともに、各地域審議会及び津市総合計画審議会での審議・答申等を経て、計画案(基本構想案)として決定することとします。

また、基本計画については、計画案(基本構想案)を踏まえ、プロジェクトチームによる素案を基に、津市総合計画試案作成会議において計画試案(基本計画試案)の作成を行い、上記と同様の手順で、計画案(基本計画案)の策定を行うこととします。

以上により策定された総合計画案は、基本構想案については市議会へ上程し、議決を得た上で、基本計画と併せて津市総合計画として公表します。

なお、総合計画に係る策定手順を図示すると、別紙のとおりとなります。

## 8 計画策定の主なスケジュール

総合計画策定に係るスケジュールは、おおむね次のとおりです。

- (1) 津市総合計画策定推進プロジェクトチームの設置(平成18年7月～平成20年3月)
- (2) 総合計画策定基礎調査等の実施(平成18年8月～)
- (3) 津市総合計画試案作成会議の設置(平成18年10月～平成20年3月)
- (4) 市民参加方策の推進(平成18年5月～平成20年3月)
  - ・動く市長室による広聴の実施(平成18年5月～)
  - ・「元気づくりプラン」の市民への公募及び懇談会の開催(平成18年10月～12月)
  - ・まちづくりシンポジウムの開催(平成18年11月～、2回程度開催)
  - ・広報紙、ホームページ等による情報提供・周知(随時)
- (5) 地域審議会の開催(平成18年8月～答申終了時)
  - ・地域審議会委員を対象としたまちづくり研修会の実施(平成18年8月～、市域を3つのブロックに分け、それぞれ3回程度実施)
  - ・各地域審議会への諮問(平成19年5月～答申終了時)
- (6) 津市総合計画審議会の設置及び開催(平成18年10月～答申終了時)
- (7) 基本構想素案の作成(平成19年1月～平成19年3月)
- (8) 基本計画素案の作成(平成19年4月～平成19年6月)
- (9) インターネット等を活用した市民からの意見聴取(平成19年4月～平成19年8月)
- (10) 総合計画試案(基本構想試案及び基本計画試案)の作成(平成19年4月～平成19年9月)
- (11) 庁議の開催(平成19年10月～)
- (12) 基本構想案の市議会への提案(平成20年3月)
- (13) 総合計画(基本構想及び基本計画)の公表(平成20年4月～)